

## 愛媛県ウンラン保護管理事業計画

### 1 保護管理事業の目標

ウンランは、海岸の砂浜に生える多年草である。県内では、現在、今治市の一部にのみ生育している。茎は、長さ20から40cmで、分枝し、斜上又は横にはう。葉は、対生又は3～4枚輪生し、上部では互生、肉質で緑白色、楕円状披針形で、長さ1.5～5cm、幅0.5～2cm、先はやや尖り、基部は狭まり無柄で全縁。8～10月に茎の上部に短い総状花序を出す。花は、白色だが、下側裂片の中央部は黄色である。

県内のウンランの生育地は、海岸改修や立入りなどの人為的影響を受けやすく、また、漂着ゴミやハマゴウなどの被圧による生育環境の悪化が種の存続を脅かす要因となっている。

本事業は、ウンランの生育状況及び生育環境をモニタリングにより把握し、その適切な保全を図ることにより、ウンランが野生下で安定的に存続できる環境を保全することを目標とする。

### 2 保護管理事業の区域

今治市におけるウンランの分布域

### 3 保護管理事業の内容

#### (1) 生育状況等の把握

ウンランの保護管理を適切かつ効果的に実施するため、生育個体数の現状及び増減、生育地の環境改変等について、モニタリングを継続的に行い、情報の収集及び蓄積を行う。

モニタリングの結果、生育状況又は生育環境に著しい変化が認められる場合は、その原因を究明した上で、必要に応じ、ウンランの保護対策を講ずる。

#### (2) 生育環境の維持及び改善

ウンランの野生下での安定した存続のためには、地形、共存する植物等、ウンランを取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

ウンランは、砂浜に生育しており、その生育環境は、海岸改修、立入り等による人為的改変が懸念されるほか、在来他の種が繁茂することでウンランが被陰することにより成長が阻害されるなどの影響を受けることも考えられることから、ウンランの生物学的特性も踏まえ、生育環境の維持方法及び管理方法の確立を図る。

なお、ウンランの増殖は、生育地における野生個体群の維持及び拡大によることを基本とするが、生育地の生育環境の維持が困難となり、緊急避難的措置が不可避であると考えられる場合は、科学的知見を踏まえた上で、遺伝的かく乱によって個体群の存続を脅かすことがないように、ウンランを自生地周辺の生育適地に移植することを検討する。

#### (3) 生育地の監視等

ウンランの違法採取、生育環境の改変等、ウンランの存続に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するため、生育地の監視等を行う。

#### (4) 普及啓発

本事業を実効あるものとするためには、関係行政機関、事業者、地域住民等の理解及び協力が不可欠であることから、ウンランの保護の必要性、本事業の実施状況等について普及啓発を行い、ウンランの保護への配慮及び保護活動への自発的な協力を促進する。

#### (5) 推進体制の整備

本事業の実施に当たっては、関係行政機関、専門家、事業者、地域住民等の連携を図り、適切な活動が展開される体制を整備することにより、本事業が効果的に行われるよう努める。